

令和2年度の年金額改定について お知らせします！

～昨年度から0.2%のプラス改定です～

令和2年1月24日、総務省から「2019年平均の全国消費者物価指数」が公表されたことに伴い、令和2年度の年金額は、法律の規定により、令和元年度から0.2%プラスで改定されます。

なお、改定時期は4月分が支払われる6月支給期からとなります。

また、再就職等における在職老齢年金の算定基礎となる支給停止調整額については、令和元年度から変更ありません。



1 年金額の改定について

年金額は、現役世代の賃金水準に連動する仕組みとなっています。

今年度の年金額の改定は、改定に用いる物価変動率(0.5%)が名目手取り賃金変動率(0.3%)よりも高いため、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率(0.3%)を用います。

さらに今年度は、名目手取り賃金変動率(0.3%)にマクロ経済スライドによる令和2年度のスライド調整率(▲0.1%)となり、改定率は0.2%となります。

● 令和2年度の参考指標

- (1) 物価変動率 0.5%
- (2) 名目手取り賃金変動率 0.3%
- (3) マクロ経済スライドによるスライド調整率 ▲0.1%



名目手取り賃金変動率	前年の物価変動率に2年度前から4年度前までの3年度平均における実質賃金変動率と可処分所得割合変化率を乗じたもの
マクロ経済スライド	現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金や物価の変動がプラスとなる場合、改定率から控除するもの



2 在職老齢年金について

令和2年度の在職老齢年金の支給停止調整変更額などについては、令和元年度から変更ありません。
なお、計算方法等の詳細については、『共済だより』12月号をご覧ください。

区 分	令和元年度	令和2年度
60歳前半(60歳～64歳)の 支給停止調整開始額	28万円	<u>28万円</u>
60歳前半(60歳～64歳)の 支給停止調整変更額	47万円	<u>47万円</u>
60歳後半(65歳～69歳)と 70歳以降の支給停止調整開始額	47万円	<u>47万円</u>

- 60歳前半の在職老齢年金は、賃金(賞与含む。)と年金の合計額が、28万円を上回る場合、賃金の増加2に対し、年金を1支給停止します。
賃金が支給停止調整変更額(47万円)を上回る場合は、増加分だけ年金を支給停止します。
- 60歳後半と70歳以降の在職老齢年金については、賃金と年金の合計額が、支給停止調整額(47万円)を上回る場合、賃金の増加2に対し、年金を1支給停止します。



年金受給権者の再就職について

老齢厚生年金・障害厚生年金および共済年金の受給権者が再就職したときは、下記届出が必要です。

● 公務員(フルタイム再任用職員を含む)として再就職した場合

「年金受給権者再就職届書(組合員用)」が必要です。

※引き続き組合員(公務員)となった場合を除きます。

● 公務員(短時間再任用職員)、民間会社や 私立学校共済の教職員等に再就職した場合

届出は不要です。

● 国会議員・地方議会議員に就任した場合

「国会議員または地方公共団体の議会の議員に係る
老齢厚生年金在職支給停止(解除)届」が必要です。



お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307